失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２６年（家）第１１８１４号
栃木県日光市今市1432番地
申立人　黒子　師宏
本籍栃木県日光市今市1430番地36、最後の住所東京都品川区荏原３丁目８番15―605号ヴェラハイツ武蔵小山
不在者　黒子　智代
昭和37年８月23日生
届出期間満了日　平成27年９月10日
東京家庭裁判所

平成２６年（家）第１０１３２号
東京都品川区八潮５丁目12番66―303号
申立人　板倉　　力
本籍東京都品川区上大崎１丁目804番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　板倉　　洋
昭和22年９月30日生
届出期間満了日　平成27年９月８日
東京家庭裁判所

平成２７年（家）第１９８８号
千葉県柏市南逆井７丁目６番２号
申立人　早川　辰彦
本籍不詳、元本籍長野県長野市大字長野横澤町679番地、最後の住所東京市本所区**厩**橋１丁目14番地
不在者　清水　　章（縁組前の氏早川）
昭和17年６月17日生
届出期間満了日　平成27年９月７日
東京家庭裁判所

平成２７年（家）第１４３号
神奈川県小田原市板橋588―２グリーコーポ板橋103
申立人　日下部佳伸
本籍神奈川県小田原市板橋596番地、最後の住所神奈川県厚木市幸町１番12号井上方
不在者　日下部拡美
昭和33年９月17日生
届出期間満了日　平成27年９月８日
横浜家庭裁判所小田原支部

失踪宣告

平成２６年（家）第５５４号
本籍宮城県黒川郡大郷町鶉崎字里部１番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　櫻井　忠信
昭和26年８月26日生
平成27年５月１日失踪宣告審判確定
仙台家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第３１号
本籍神奈川県川崎市川崎区南町９番地７、最後の住所秋田県大館市字谷地町後73番地
不在者　畠山　　晃
昭和18年４月21日生
平成27年５月１日失踪宣告審判確定
秋田家庭裁判所大館支部裁判所書記官

平成２６年（家）第３６６号
本籍茨城県水戸市三の丸２丁目131番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　野口　悦子
昭和20年４月５日生
平成27年４月28日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第４４０号
本籍茨城県常陸太田市白羽町1376番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　大島　勝**廣**
昭和20年２月20日生
平成27年４月29日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第７１０号
本籍静岡県賀茂郡河津町川津筏場673番地、最後の住所埼玉県大宮市三橋４丁目820番地
不在者　長田　　廣
昭和26年１月28日生
平成27年４月29日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第１１８６号
本籍山形県鶴岡市水沢乙144番地、最後の住所埼玉県浦和市原山４丁目２番３号日本クラッチＫＫ浦和寮
不在者　佐藤　慶記
昭和28年３月11日生
平成27年５月１日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第１３６６号
本籍埼玉県蓮田市大字根金1702番地３、最後の住所埼玉県戸田市大字新曽562番地　チェリーハイム刈谷201号室
不在者　香川　幸介
昭和24年７月14日生
平成27年５月１日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第７５４５号
本籍東京都文京区大塚４丁目26番地、最後の住所東京都文京区大塚４丁目37番２号
不在者　川崎　善康
昭和５年９月15日生
平成27年４月29日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２６年（へ）第１号
愛知県一宮市本町４丁目22番10号
申立人　モリリン株式会社
代表者代表取締役　森　　忍
権利を争う旨の申述の終期　平成27年４月27日
平成27年４月30日　　犬山簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＱＴ95234
金額　5,187,240円
支払人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行岩倉支店
支払地　愛知県岩倉市
振出日　平成26年11月30日
振出地　愛知県岩倉市
振出人　丸松織布株式会社　代表取締役　平松誠治
最終所持人　申立人

破産手続における保全管理命令

平成２７年（フ）第５１号
福島市陣場町２番18号
債務者　高橋電気工業株式会社
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　鈴木　芳喜
平成27年５月13日
福島地方裁判所第１民事部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第７０９号
横浜市旭区中希望が丘103番地
債務者　有限会社横浜食品
代表者代表取締役　出嶋　政信
１　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　波田野馨子
４　破産債権の届出期間　平成27年６月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６号
熊本県人吉市願成寺町289番地の５
債務者　有限会社トーア染工
代表者代表取締役　助広　　隆
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蓑田　啓悟
４　破産債権の届出期間　平成27年６月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月31日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部